


保険
適用



禁煙外来のご案内

 保険適用で治療を受けられるのは、次の条件に全てあてはまる方です。

- ① 当院が行う診断テストでニコチン依存症と診断されること。
- ② 1日の平均喫煙本数 × これまでの喫煙年数 = 200以上
※ ただし、35歳未満の方は除きます。
- ③ 直ちに禁煙を始めたいと思っていること。
- ④ 医師の指示に従って禁煙治療を受けることに同意すること。
- ⑤ 過去1年以内に禁煙治療を受けていないこと。

 **要予約** 受診を希望される方は主治医又は外来へお尋ねください。

当院は**敷地内全面禁煙**となっております。
受動喫煙防止にご協力願います。

北海道立向陽ヶ丘病院長